

保険契約関係者の変動を巡る法的諸問題

大阪大学 山下 典孝

1. 報告の目的

生命保険契約において保険契約者の変更がなされる場合には、被保険者の同意と共に、保険者の同意を要する旨約款に規定されているのが通常であり、本件約款規定も同様な内容が規定されている。保険契約者の変更は保険会社にとって利害関係があり、変更について保険会社の同意がない限り、保険契約者の変更の効力は発生しない。

保険契約者の変更につき保険者の同意を要求している理由は、契約上の地位の移転に関する一般原則に基づくものであること、保険契約者は、契約上の諸義務を有するとともに、保険者に対しては保険料支払等の義務を負うので、保険契約者が誰であるかは保険者にとっても利害関係があること、生命保険契約では道徳的危険の増加をチェックする意味があると解されている。

近時、生命保険買取に関し、保険契約者変更における保険者の同意を巡る訴訟が提起され高裁レベルでの判断が下されている¹。その訴訟において、簡易生命保険法 57 条において、保険者の同意を得ることなく保険契約者の地位を任意承継できる旨規定しており、そのことを理由に、保険者は同意義務があるとする主張がなされている。また保険者にとっては、保険料の支払いを受けなければ、保険金支払義務の履行を免れるだけであることから、債権譲渡に準じて、債務者たる保険会社は保険契約者の地位の譲渡の成否に利害関係を有しないとする考え方も成り立ち得ることが指摘されている。さらにモラルハザードとは無関係な契約者

¹ 東京高判平成 18 年 3 月 22 日金判 1240 号 6 頁。本件の評釈については、野村修也「判批」保険事例研究会レポート 207 号 1 頁以下（2006 年）、原審の評釈等については、肥塚肇雄「保険金受領権買取に関する法的問題点—東京地裁 11 月 18 日判決を契機として—」日本保険新聞 2005 年 11 月 28 日 3 頁（2005 年）、鈴木達次「判批」ジュリスト 1313 号 115 頁以下（2006 年）、榊素寛「判批」私法リマークス 33 号 126 頁以下（2006 年）、山下典孝「判批」金判 1240 号 57 頁以下（2006 年）がある。

【平成 18 年度日本保険学会大会】

報告要旨：山下 典孝

変更がなされる場合には、保険者は同意義務を負うべきとする見解も唱えられている²。

保険契約者変更とは異なり、保険金受取人の変更に関しては、一般的に、被保険者の同意以外に、保険者の同意を求める旨の約款規定は置かれていない。さらに、受取人変更に対する保険者の対抗要件を加重する約款規定では、保険会社所定の手続書類の提出及び保険証券の承認裏書を要する旨の規定が置かれているが、この申請がなされた場合、保険者はその申請手続について原則として、それを承認することを要すると解されている³。

保険者は、生命保険引受の際に、被保険者の健康状態といったリスク以外に、モラルハザード対策として、被保険者と受取人の関係等を調べ、一定の利害関係のない者が受取人となっている場合には、引受を拒否することも許されるものと解されている⁴。また近時、下級審裁判例では、受取人指定を公序良俗として指定部分のみを無効とする考え方が示されており、学説もこの結論を妥当と考える見解が多数を占めている⁵。

そうすると、引受段階においては、引受基準に妥当する受取人を指定し生命保険契約を締結し、その後、受取人を自由に変更できることを認めるがことが妥当であるのかといった疑問が出てきてもおかしくはない。さらに、近時、モラルハザード対策として、約款で、保険金受取人の変更には、被保険者同意に加え、保険者の同意を要する旨の条項を置くところも出ている⁶。

今回の報告では、生保買取を発端とした保険契約者及び保険金受取人の変更を巡る法的問題を中心に、保険契約関係者の変動を巡る法的問題につき検討を加えることを目的としている。

² 鈴木・前掲 116 頁参照。

³ 山下友信著『保険法』504 頁（有斐閣、2005 年）。

⁴ 山下友信・前掲書 488 頁。

⁵ 東京地判平成 8 年 7 月 30 日金判 1468 号 45 頁、東京高判平成 11 年 9 月 21 日金判 1080 号 30 頁等。学説については、塩崎勤「保険金受取人の指定と変更」塩崎勤・山下丈編『新・裁判実務大系 19 保険関係訴訟法』293 頁－294 頁（2005 年）参照。

⁶ 例えば、某社の 5 年ごと利益配当付き積立型介護保険普通保険約款 30 条 1 項では、「契約者またはその承継人は、保険金および死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者および会社の同意を得て保険金受取人を指定または変更することができます。」と規定されている。